

2024 (令和6) 年度

勸 励 要 綱

浄土真宗本願寺派

寺院活動支援部

(一般寺院担当)

本 願 寺

参 拝 教 化 部

目 次

【宗派関係】

●賦課金	1
●宗門総合振興計画推進懇志	2
●宗派懇志	6
●親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画推進懇志	8

【本願寺関係】

●門徒講懇志	1 1
●物品進納並びに指定寄付	1 2
●本願寺参与	1 3
●第二無量寿堂特別懇志	1 6
●諸懇志及び門徒講懇志扱一覧表	1 7
●在家免物一般寺院奨励事務費	1 8

【資 料】

●和らぎ基金（宗門社会福祉事業等助成資金）	1 9
●災害対策金庫協力金	1 9
●各種懇志教化助成費・地方事務費交付率一覧	2 0
●旌功状授与基準	2 0
●類聚財功割増一覧	2 0
●郵便振替口座一覧	2 1
●関係事務所一覧	2 1

各種申請書

●教化助成費・事務費用 振込口座変更報告書	様式 1
●登礼盤特許願	様式 2

宗 派 関 係

賦課金

宗門に包括される寺院・僧侶及び門徒は、賦課金納付の義務のうえから、安定的な財政基盤の確保に努めなければならない。なお、奨励費交付基準は以下の通りとなるので、確認いただきたい。

1. 納付期間

種 別	納付期間
第 1 種・第 2 種・第 3 種・第 4 種	6 月 1 日から 7 月 3 1 日まで

◇当該年度中は期間後であっても納付できる。

賦課金の決定は、毎年 4 月 1 日現在の寺院基本台帳に基づき、算出。

「第 1 種賦課金」は寺院役職、護持口数、均等割当及び門徒協力指数を合算して賦課する。

「第 2 種賦課金」は僧侶に対して僧班各座・各席のそれぞれに点数を定めて賦課する。

「第 3 種賦課金」は直轄寺院及び直属寺院に対して賦課する。

「第 4 種賦課金（災害対策に特化した賦課金）」は第 1 種賦課金賦課率の合計点数による賦課点数により賦課する。

※「第 4 種賦課金」は宗門に包括される寺院の相互扶助を目的とし、寺院が被災した場合の修復資金貸付金及び災害見舞金給付制度の資金(特別会計「災害対策金庫」)として賦課する。

◎第 1～4 種すべての賦課金納付期間は上記表の通りであるので、特に注意願いたい。

◎賦課金を納付しない場合には、翌年度に滞納額の 5 %を付加徴収する。また、賦課金を滞納している者の願記は受理せず、宗会議員の選挙権失権など、宗門の寺院としての活動に制限が生じるので、充分注意されたい。

◎災害その他特別の事情により賦課金の期間内納付が困難なときは、延納または減免を申請することができる。

◎減免申請寺院が、既に賦課金を納入済みの場合は減免対象外となるので注意のこと。

◇賦課金の延納・減免申請期限 6 月 3 0 日 寺院活動支援部（一般寺院担当）必着

2. 奨励費

種 別	納付期限	交 付 率
組教化助成費	7 月 3 1 日まで	5 %
組事務費		7 %

◇第 1 種・第 2 種賦課金納付額に対して、上記交付率にて奨励費を交付する。

また、期間内に完納とならなかった組の奨励費についても、1 2 月 3 1 日までの納付額に対し、上記交付率にて交付する。

◇第 4 種賦課金(災害対策に特化した賦課金)及び過年度賦課金は、奨励費の対象外となる。

◇交付については、期間内の納付分は、9 月末に、8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの納付分は、翌年 2 月末に明細書別送のうえ、届出済みの組事務所指定の金融機関口座に交付する。

※届出口座に変更が生じた場合は、速やかに報告のこと。(申請様式 1)

◇沖縄県宗務特別区に対しては、組と同じ基準にて交付する。

◇組内に賦課金の減免を受けた寺院のある場合は、減免した賦課金を差し引いたものを、組の賦課額として交付の算定をする。

3. 旌功状

賦課金を期間内に完納した寺院には、2 0 2 4（令和 6）年度の旌功状（1 枚）を授与する。

ただし、賦課金の減免を受けた場合は、この限りではない。

宗門総合振興計画推進懇志

「宗門総合振興計画」は、第25代専如門主伝灯奉告法要並びに親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要のご修行とともに三つの基本方針を掲げて事業を推進している。計画の推進にあたり、各寺院に懇志依頼目標額を進納願えるよう勧励する。

1. 懇志の種類

- (1) 一般寺院懇志
 - ①僧侶懇志 住職(住職代務含む)・衆徒からいただく懇志
 - ②門徒懇志 門信徒からいただく懇志
- (2) 直轄寺院・直属寺院懇志
直轄寺院・直属寺院からいただく懇志
- (3) 特別懇志 宗会議員・本願寺総代・本願寺参与・講社・宗務員・海外開教区・協賛企業等からいただく懇志
但し、一般寺院懇志、直轄寺院・直属寺院懇志の依頼目標額には算入しない。

2. 懇志依頼目標額の算定

- (1) 一般寺院懇志 僧侶懇志と門徒懇志を合算した金額を各寺院に進納依頼する。
 - ①僧侶懇志 住職(住職代務含む) 70,000円
衆徒 35,000円
2015(平成27)年9月1日現在の寺院基本台帳の記載するところに基づき、算定している。
 - ②門徒懇志 各教区に依頼目標額を提示の上、教区において調整した各寺院の目標額を総局に報告し決定する。
尚、教区内の各組、各寺院の均衡には特に配慮のこと。
教区依頼目標額の算定は、過去法要懇志要素50%、賦課要素30%、均等割要素20%とし、その合計額とした。
※過去法要懇志要素
(親鸞聖人750回大遠忌懇志依頼額・蓮如上人500回遠忌懇志依頼額)
- (2) 直轄寺院・直属寺院懇志
直轄寺院・直属寺院に懇志の依頼をする。
- (3) 特別懇志 宗会議員・本願寺総代・本願寺参与・講社・宗務員・海外開教区・派外法人等に懇志の依頼をする。

3. 懇志進納のお扱いについて

- (1) 進納者への扱い 各種懇志扱いと同様に、永代経・物品・御染筆の扱いのうち、いずれか希望する扱い一種を受けることが出来る。

(2) 寺院への扱い

A. 類聚財功割増扱い

①進納懇志額に対し10割増

②依頼目標額超過の場合は、超過分についてさらに5割増の特別加算をする。

B. 特別旌功状

懇志進納額	旌功状 枚数
30,000円以上	1枚
50,000円以上	2枚
100,000円以上	4枚
200,000円以上	6枚
300,000円以上	8枚
500,000円以上	10枚
700,000円以上	12枚
1,000,000円以上	15枚
1,500,000円以上	18枚
2,000,000円以上	21枚
2,500,000円以上	24枚
3,000,000円以上	27枚

(註)
300万円を超える進納額に
対しては、50万円増すごとに
3枚を加えて授与する

4. 収支計画

本収支計画は、2015（平成27）年6月1日より2025（令和7）年3月31日まで。

2023（令和5）年3月31日をもって勸励期間が終了したが、引き続き懇志進納を依頼する。

5. 教化助成費

(1) 交付率

僧侶懇志・門徒懇志・特別懇志の進納に対し、次の基準により、教化助成費を交付する。

区分	交付率
寺院	3.0%
組	0.5%
教区	—

(2) 交付期日・交付先

各種懇志の助成費・事務費と併せ、前・後期2回に分けて、組事務所（寺院・組）及び直轄・直属寺院宛に交付する。

以 上

宗 門 総 合 振 興 計 画

永 代 経 扱								
懇 志 額	種 別	開 闢 法 要		院 号	式 章	感謝状	お斎・記念品	案 内
		本 刹	本 廟					
1000万円以上	別修永代経 特1種	御焼香 御教諭 導師代 楽 入	導師代 楽 入	御染筆 院 号 (金欄表装)	10号	◎	お斎・記念品 30名	祥月
500万円以上	別修永代経 特2種	御焼香 御教諭 導師代 楽 入	導師代 楽 入	御染筆 院 号 (桐表装)	9号	◎	お斎・記念品 30名	祥月
300万円以上	別修永代経 特3種	御焼香 御教諭 導師代 楽 入	導師代 楽 入	御染筆 院 号 (藤表装)	8号	◎	お斎・記念品 30名	祥月
200万円以上	別修永代経 1種	導師代 楽 入	導師代 楽 入	院 号 (藤表装)	7号	◎	お斎・記念品 20名	祥月
100万円以上	別修永代経 2種	楽 入	楽 入	院 号 (表 装)	6号	◎	お斎・記念品 10名	祥月
50万円以上	別修永代経 3種	楽 入	楽 入	院 号 (表 装)	5号	○	お斎・記念品 5名	祥月
40万円以上	別修永代経 4種	楽 入	楽 入	院 号 (表 装)	4号	○	お斎・記念品 4名	祥月
30万円以上	別修永代経 5種	楽 無	楽 無	院 号 (表 装)	4号	○	お斎・記念品 3名	年忌
20万円以上	総永代経 1種	午前・午後 各一座	随 時	院 号 (折 紙)	3号	-	-	年忌
10万円以上	総永代経 2種	午前・午後 各一座	随 時	-	2号	-	-	-
5万円以上	総永代経 3種	午前・午後 各一座	随 時	-	1号	-	-	-
3万円以上	総永代経 4種	午前・午後 各一座	随 時	-	念珠袋	-	-	-

推 進 懇 志 扱 一 覧 表

特 別 扱			
懇 志 額	記 念 品	式 章	感謝状
1000万円以上	宗祖『鏡御影』写 條幅 金欄表装1号(桐箱入)	10号	◎
500万円以上	宗祖『鏡御影』写 條幅 金欄表装2号(桐箱入)	9号	◎
300万円以上	宗祖『鏡御影』写 條幅 金欄表装3号(桐箱入)	8号	◎
100万円以上	宗祖『鏡御影』写 條幅 緞子表装(桐箱入)	6号	◎
50万円以上	『顕浄土真実教行証文類・総序』写 色紙(額入)	5号	○

御 染 筆 扱			
懇 志 額	御 染 筆	式 章	感謝状
1000万円以上	御染筆條幅 金欄表装	10号	◎
500万円以上	御染筆條幅 緞子表装	9号	◎
300万円以上	御染筆條幅	8号	◎
200万円以上	御染筆扁額	7号	◎
100万円以上	御染筆色紙 (額入)	6号	◎

物 品 扱			
懇 志 額	記 念 品	式 章	感謝状
30万円以上	香 炉 A	4号	○
20万円以上	香炉B 又は 経本式章入れ(大)	3号	-
10万円以上	文箱 又は 経本式章入れ(小)	2号	-
5万円以上	銘々皿 又は 式章入れ	1号	-
3万円以上	香盒 又は 経本入れ(大)	-	-
1万円以上	印箱 又は 経本入れ(小)	-	-
5千円以上	念 珠 袋	-	-
5千円未満	線 香	-	-

注 意 事 項

1. 別修永代経の開闢法要については座数に制限がありますので事前に参拝教化部までご連絡下さい。また別修永代経開闢時にお斎が不要の場合は記念品をお渡しします。お斎の追加についてはお一人様につき別途1万円にて申し受けいたします。
2. 合併永代経の取り扱い(法要のみ、年忌等の案内は無)進納者2名以上が合併、又は門徒中一括で永代経開闢法要を行うことができます。
3. 大谷本廟において、日曜・祝日等参拝者が増加混雑した場合には法要の変更又は合併をすることがあります。
4. 御染筆扱については文字の内願はできません。
5. 本刹永代経扱の開闢法要を大谷本廟にて行った場合、記念品等は後日送付いたします。
6. 諸懇志及び門徒講懇志、宗派懇志、親鸞聖人750回大遠忌懇志の物品扱については別に定める懇志扱い一覧表に基づきます。
7. 扱品によっては在庫の関係上、別品をもって替えさせて頂く場合があります。

宗 派 懇 志

宗門の護持発展を基盤として、宗門の人材育成並びに教化活動に資する重要なご懇念として、宗派懇志の進納を依頼する。

1. 宗派懇志の扱い

懇志進納に対しての扱いとして物品扱・院号扱・御染筆扱を申請することができる。
院号扱として懇志進納の場合は、進納額に応じて別に定める基準(次頁参照)に準じ、
本願寺の門徒講懇志永代経扱と同じ扱いが交付となる。
○門徒式章の交付、開闢法要の修行、年忌・祥月の案内など。

2. 振込口座

振込口座 口座加入者 浄土真宗本願寺派 宗務所
口座番号 大阪 01060-8-100

上記振込口座への送金について、金融機関により振込手数料等が異なるので、窓口で確認のこと。

3. 教化助成費・地方事務費

(1) 教化助成費 宗派懇志の進納に対し、次の基準により、教化助成費を交付する。

種 別	20万円未満	20万円以上
寺院教化助成費	7.0%	15.0%
組教化助成費	5.0%	
教区教化助成費	1.0%	

(2) 地方事務費

①組事務費 進納額に対する1.5% ②教区事務費 進納額に対する1.0%

(3) 交付期日・交付先

前・後期2回に分けて、組事務所(組及び寺院分)、教務所、直轄寺院及び直属寺院宛に交付する。

4. 扱い

(1) 寺院への扱い

①類聚割増扱い 10割増

②旌功状

宗派宛に懇志を進納した寺院に対し、下表に定める基準により旌功状を授与する。

懇志進納額	枚数	懇志進納額	枚数
30,000円以上	1枚	500,000円以上	8枚
50,000円以上	2枚	700,000円以上	9枚
80,000円以上	3枚	1,000,000円以上	10枚
100,000円以上	4枚	1,500,000円以上	12枚
150,000円以上	5枚	2,000,000円以上	14枚
200,000円以上	6枚	3,000,000円以上	17枚
300,000円以上	7枚	5,000,000円以上	20枚

※旌功状は、年度毎に当該年度中の総進納額に基づき授与される。

※500万円を超える進納額については、300万円増す毎に3枚を加える。

浄土真宗本願寺派 諸懇志扱一覧表

懇志額	物 品 扱		院 号 扱		御 染 筆 扱	
	記 念 品	感謝状	院 号	感謝状	御 染 筆	感謝状
1000万円 以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 一文字茶碗(萩焼)・念珠	◎	宗派懇志進納に対する扱内容は本願寺門徒講懇志永代経扱をもって扱とする	◎	條 幅 金欄表装	◎
500万円 以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 一文字茶碗(京焼)・念珠	◎		◎	條 幅 緞子表装	◎
300万円 以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 滴翠茶碗・念珠	◎		◎	條 幅	◎
200万円 以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 飛雲茶碗・念珠	◎		◎	扁 額	◎
100万円 以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 念珠	◎		◎		
50万円 以上	螺鈿文庫 念珠	○		○		
40万円 以上	螺鈿硯筥 念珠	○		○		
30万円 以上				○		
20万円 以上	憶昔茶碗	—		—		
10万円 以上	香 炉	—		宗派院号扱は進納額に応じて、本願寺の門徒講懇志永代経扱一覧に準じて交付となります。 従来の永代経扱と同様に進納額に応じ、開闢法要の修行、祥月・年忌の案内が行われます。 ※宗派院号扱懇志進納者については、本願寺新報を贈呈いたします。(ご進納翌月、もしくは翌々月の1日号から連続12回)		
5万円以上	風呂敷	—				
3万円以上	沈香セット	—				
1万円以上	線香セット	—				
5千円以上	腕輪念珠	—				
1千円以上	線香(上)	—				
1千円未満	刻香(並)	—				

2024(令和6)年4月1日現在

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画推進懇志（親鸞聖人750回大遠忌懇志）

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画は2015（平成27）年5月31日をもって終了したが、引き続き全寺院に対して依頼目標額を進納願えるよう勧励する。

1. 懇志進納のお扱いについて

（1）進納者への扱い

各種懇志扱いと同様に、永代経・特別・物品・御染筆の扱いのうち、いずれか希望する扱い一種を受けることが出来る。

（2）寺院への扱い

A. 類聚財功割増扱い

①進納懇志額に対し10割増

②依頼目標額超過の場合は、超過分についてさらに5割増の特別加算をする。

B. 特別旌功状

懇志進納額	旌功状 枚数
30,000円以上	1枚
50,000円以上	2枚
100,000円以上	4枚
200,000円以上	6枚
300,000円以上	8枚
500,000円以上	10枚
700,000円以上	12枚
1,000,000円以上	15枚
1,500,000円以上	18枚
2,000,000円以上	21枚
2,500,000円以上	24枚
3,000,000円以上	27枚

（註）
300万円を超える進納額に対しては、50万円増すごとに3枚を加えて授与する

2. 教化助成費

（1）交付率

懇志の進納額に対して、次の基準により、教化助成費を交付する。

区分	交付率
寺院	3.0%
組	0.5%
教区	—

（2）交付期日・交付先

各種懇志の助成費・事務費と併せ、前・後期2回に分けて、組事務所（寺院・組）及び直轄・直属寺院宛に交付する。

親鸞聖人750回大遠忌懇志扱一覽表

永			代		経			扱	
懇志額	種別	開闢法要		院号	式章	感謝状	お斎・記念品	案内	
		本刹	本廟						
1000万円以上	別修永代経 特1種	御焼香 御教諭 導師代業入	導師代業入	御染筆 院号 (金襴表装)	○	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
500万円以上	別修永代経 特2種	御焼香 御教諭 導師代業入	導師代業入	御染筆 院号 (桐表装)	○	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
300万円以上	別修永代経 特3種	御焼香 御教諭 導師代業入	導師代業入	御染筆 院号 (藤表装)	○	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
200万円以上	別修永代経 1種	導師代業入	導師代業入	院号 (藤表装)	○	◎	お斎・記念品 20名	祥月	
100万円以上	別修永代経 2種	業入	業入	院号 (表装)	○	◎	お斎・記念品 10名	祥月	
50万円以上	別修永代経 3種	業入	業入	院号 (表装)	○	○	お斎・記念品 5名	祥月	
40万円以上	別修永代経 4種	業入	業入	院号 (表装)	○	○	お斎・記念品 4名	祥月	
30万円以上	別修永代経 5種	業無	業無	院号 (表装)	○	○	お斎・記念品 3名	年忌	
20万円以上	総永代経1種	午前・午後 各一座	随時	院号 (折紙)	○	－	－	年忌	
10万円以上	総永代経2種	午前・午後 各一座	随時	－	○	－	－	－	
5万円以上	総永代経3種	午前・午後 各一座	随時	－	○	－	－	－	
3万円以上	総永代経4種	午前・午後 各一座	随時	－	念珠袋	－	－	－	

特 別 扱			
懇 志 額	記 念 品	式 章	感 謝 状
1000万円以上	宗祖『安城御影』写 絹本表装(桐箱入)・螺鈿文庫	○	◎
500万円以上	宗祖『安城御影』写 絹本表装(桐箱入)・螺鈿硯筥	○	◎
300万円以上	宗祖『安城御影』写 絹本表装(桐箱入)・一文字茶碗 (京焼)	○	◎
200万円以上	宗祖『安城御影』写 絹本表装(桐箱入)・憶昔茶碗	○	◎
100万円以上	宗祖『安城御影』写 絹本表装(桐箱入)・滴翠茶碗	○	◎
50万円以上	宗祖御真筆『唯信鈔』写 色紙(額入)・飛雲茶碗	○	○

物 品 扱				
懇 志 額	記 念 品	式 章	感謝状	
30万円以上	飾 香 炉 A	○	○	
20万円以上	飾 香 炉 B	○	-	
10万円以上	文 箱	○	-	
5万円以上	銘 々 盆	○	-	
3万円以上	香 盒	-	-	
1万円以上	印 箱	-	-	
5千円以上	念 珠 袋	-	-	
5千円未満	華 葩 又 は 香	-	-	

御 染 筆 扱			
懇志額	御 染 筆	式 章	感謝状
1000万円以上	御染筆條幅 金欄表装	○	◎
500万円以上	御染筆條幅 緞子表装	○	◎
300万円以上	御染筆條幅	○	◎
200万円以上	御染筆扁額	○	◎
100万円以上	御染筆色紙 (額入)	○	◎

注意事項

- 別修永代経の開關法要については座数に制限がありますので事前に参拝教化部までご連絡下さい。また別修永代経開關時にお斎が不要の場合は記念品をお渡しします。お斎の追加についてはお一人様につき別途1万円にて申し受けいたします。
- 合併永代経の取り扱い(法要のみ、年忌等の案内は無)進納者2名以上の合併、又は門徒中一括での永代経開關法要を行うことができます。
- 大谷本廟において、日曜・祝日等参拝者が増加混雑した場合には法要の変更又は合併をすることがあります。
- 御染筆扱については文字の内願はできません。
- 本刹永代経扱の開關法要を大谷本廟にて行った場合、記念品等は後日送付いたします。
- 諸懇志および門徒講懇志の物品扱については別に定める同懇志扱一覧表に基づきます。
- 扱品によっては在庫の関係上、別品をもって替えさせて頂く場合があります。

本願寺関係

門 徒 講 懇 志

1949（昭和24）年に勝如上人ご発布の「門徒講の消息」のお心を体して、ご門徒の皆様の「ご恩ありがたや、仏法弘まれ」の懇念を集結し、本願寺の護持発展に資するため、「門徒講懇志」を進納依頼する。

1. 門徒講懇志の取り扱い

3万円以上の個人進納を「門徒講懇志」とする。

※ 3万円未満は「一般懇志」として取り扱う。

2. 依頼目標

1カ寺あたり20万円以上の進納を依頼目標とする。

※ 振込口座 口座加入者 みずほ銀行京都支店 本願寺 門徒講懇志係
口座番号 大阪 01070-8-20000

振込の場合は専用の「門徒講懇志専用振替票」をご利用いただく。

※ 上記振込口座への送金について、振込手数料等が金融機関により異なりますので、窓口でおたずねください。

3. 教化助成費／地方事務費

（1）教化助成費 門徒講懇志の進納に対し教化助成費を交付する。

種 別	20万円未満	20万円以上
寺院教化助成費	7.0%	15.0%
組教化助成費	5.0%	
教区教化助成費	1.0%	

※賦課金過年度未納寺院の進納は交付対象としない。

（2）地方事務費

①組事務費 進納額に対する1.5%

②教区事務費 進納額に対する1.0%

（3）交付期日・交付先

前・後期2回に分けて、宗派 寺院活動支援部（一般寺院担当）を通し、組事務所（組及び寺院分）、教務所、直轄寺院及び直属寺院宛に交付する。

※届出口座に変更が生じた場合は、速やかに寺院活動支援部（一般寺院担当）へ報告ください。

4. 扱い

（1）寺院への扱い

①類聚割増扱い 10割増

②旌功状

門徒講懇志を進納した寺院に対し、下表に定める基準により旌功状を授与する。

懇志進納額	枚数	懇志進納額	枚数
30,000円以上	1枚	500,000円以上	8枚
50,000円以上	2枚	700,000円以上	9枚
80,000円以上	3枚	1,000,000円以上	10枚
100,000円以上	4枚	1,500,000円以上	12枚
150,000円以上	5枚	2,000,000円以上	14枚
200,000円以上	6枚	3,000,000円以上	17枚
300,000円以上	7枚	5,000,000円以上	20枚

※旌功状は、年度毎に当該年度中の総進納額に基づき授与されます。

※500万円を超える進納額については、300万円増す毎に3枚を加えます。

(2) 進納者への扱い

- 進納額に応じ、別表の「諸懇志及び門徒講懇志扱一覧表」に定める扱いを交付する。
- 20万円以上の進納者に対し、『本願寺新報』（ご進納翌月の1日号から連続、ただしご進納が月末の場合は、翌々月の1日号から連続12回）を贈呈する。
20万円未満の進納者へは、『本願寺新報』1部を贈呈する。

5. 本山両堂登礼盤特許

(1) 特許の基準

- ①昭和53年4月1日以降進納された門徒講特別講金、または諸懇志（永代経扱い）及び門徒講懇志によって、別修永代経第1種以上の扱いを受ける場合には、願い出によって進納者の所属する寺院の住職、副住職または前住職に対して、永代経の開闢法要修行の際に、登礼盤が許可される。
（※巡讃許可済であること。賦課金過年度未納寺院は許可対象としない。）
 - 住職在職40年以上の者には、この功勞により別修永代経の第2種以上の扱いで、これを受けることができる。
 - 住職代務については、当該寺院の代表者（寺族など）の同意があった場合に限り許可される。
- ②礼盤の特許についての願い出は、懇志進納後所定の様式によって、法要を修行される希望日の1ヵ月前までに、参拝教化部に提出すること。（申請様式2）
- ③登礼盤の特許は、願い出の期日に修行される法要1座に限るため、2座以上の場合は、1座毎に願い出る必要があるので留意すること。

(2) 日程について（習礼）

- ①登礼盤を願い出た人は、次の日程によって習礼を受ける必要があるので予め留意すること。

第1日目 習礼（声明・作法について）
第2日目 晨朝出勤、永代経法要修行

- ②登礼盤を許可された人は、その当日に限り導師衣体の着用が許可される。

(3) 記念品の授与

登礼盤が許可された人には、記念品（中啓・双輪念珠）が授与される。

物品進納並びに指定寄付

1. 申込及び様式

本願寺へ物品進納並びに指定寄付をされる場合は、件名、物品または寄付金額、進納予定日、進納者氏名、住所、所属寺（教区・組・寺号）を記載した所定の申込書（物品の場合写真添付）を参拝教化部長宛提出すること。

※「申込書」及び詳細については、参拝教化部まで。

2. 受付手続き

物品進納及び指定寄付の申込は、進納に先立ち参拝教化部長宛申込書を提出の上、内局の許可を受けた後、受付することを原則とする。

3. 進納者に対する扱い

進納された物品を参拝教化部において時価換算し、査定を受けた金額または、指定寄付額により、「諸懇志及び門徒講懇志扱一覧表」に基づき交付する。

4. 所属寺に対する扱い

- (1)個人での物品進納した査定額または指定寄付金額は、所属寺の僧侶に限って、類聚財功（割増なし）として使用することができる。
- (2)物品進納並びに指定寄付に対する寺院教化助成費は交付しない。

本願寺参与

〈本願寺参与とは〉

本山 本願寺の護持発展のため設置されたもので、浄土真宗本願寺派に所属する寺院（直轄寺院・直属寺院含む）の門徒、僧侶及び寺族で、法義篤信な方に就任いただいております。

〈本願寺参与会とは〉

本願寺参与会は、本願寺参与を会員として、会員が如来の教法を聞信し、信仰を深めるとともに、会員相互の親睦をはかり、一致協力して本山本願寺の護持発展に努めることを目的とする護持団体で、本願寺住職（ご門主）からの委嘱日（本願寺参与就任日）と同時に入会となります。

〈勸励に伴う奨励策〉

1. 教化助成費・地方事務費の交付（P. 20参照）

※教化助成費・地方事務費の交付の対象となる参与講金額は、新規就任年度、継承就任年度及び終身参与就任年度に進納された参与講金のうち、35万円を上限といたします。

(1) 教化助成費交付率

種別	就任年度	次年度以降
寺院 直轄寺院 直属寺院	10.0%	—
組	2.0%	—
教区	1.0%	—

(2) 地方事務費交付率（P. 20参照）

2. 類聚財功割増扱い 進納懇志額の10割増

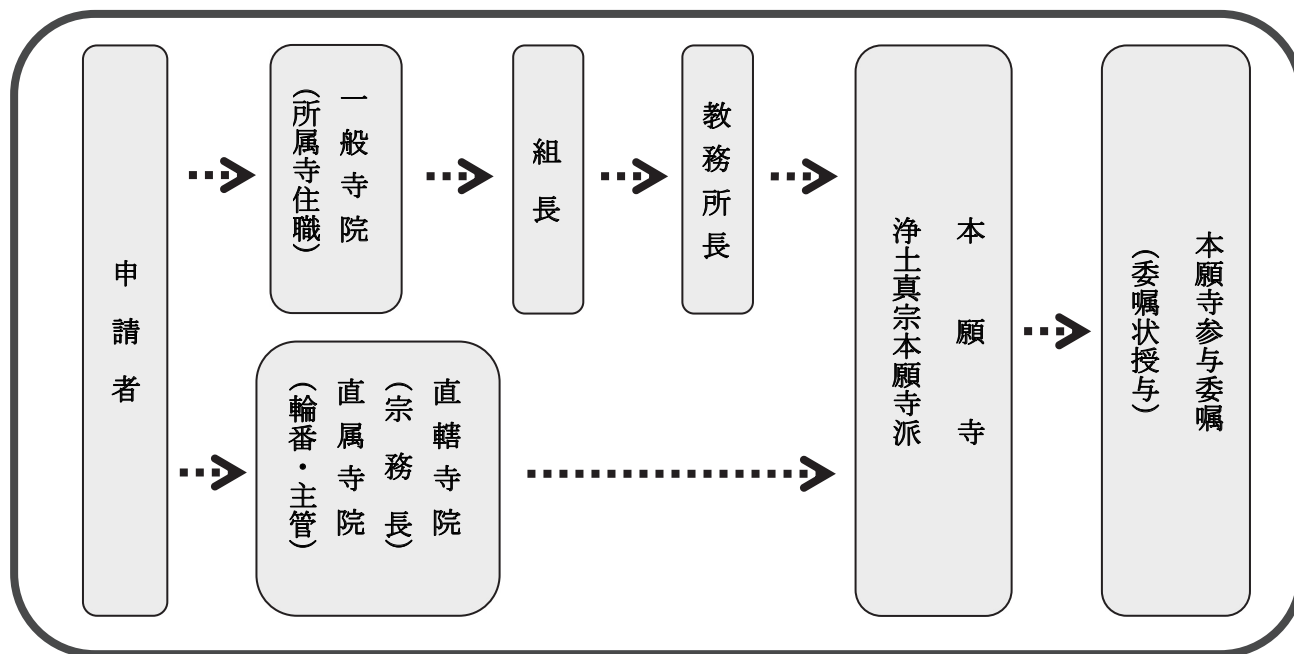
3. 旌功状 門徒講懇志に合算し授与（P. 20参照）

〈本願寺参与就任方法〉

就任していただける方には「本願寺参与推薦書」をお送りいたしますので、本願寺参与会事務局へご連絡ください。

具体的な就任の手続きは図①となります。

図①



＜参与講金・本願寺参与会費について＞

1. 就任初年度

(1) 新規

参与講金 35 万円以上及び本願寺参与会費 5 万円を進納いただきます。

(合計 40 万円以上)

(2) 継承

本願寺参与の辞任及び死亡後 1 年以内に、ご家族をはじめ後継の方が本願寺参与に就任する場合は、参与講金 15 万円以上及び本願寺参与会費 5 万円を進納いただきます。

(合計 20 万円以上)

(3) 終身

就任時に、参与講金 300 万円以上を進納される場合は、「終身本願寺参与」となり、以降、年度毎にかかる参与講金 15 万円以上は免除されます。(本願寺参与会費 5 万円は毎年度進納いただきます)

(合計 305 万円以上)

2. 就任次年度以降

参与講金 15 万円以上及び本願寺参与会費 5 万円を進納いただきます。

(合計 20 万円以上)

※終身参与は就任次年度から、本願寺参与会費 5 万円を進納いただきます。

＜本願寺参与の待遇について＞

1. 法要の案内・各種接待

- (1) 毎年、御正忌報恩講法要の法要参拝後、鴻之間（対面所）にて開催の本願寺住職ご臨席のお齋の接待に案内いたします。
- (2) 毎年、本願寺住職ご臨席のもと厳修される本願寺参与物故者追悼法要に参拝案内いたします。
- (3) 毎年、宗祖降誕会に参拝案内後、法要に伴い開催の降誕会祝賀能及び茶席に招待いたします。
- (4) 年1回、本願寺住職ご臨席の園遊会に招待いたします。
- (5) 毎年、龍谷会(大谷本廟報恩講法要)に参拝後開催の本願寺住職ご臨席の懇談会に招待いたします。
- (6) 本願寺参与及びそのご家族並びに本願寺参与から紹介された方が、あらかじめ本願寺参与会事務局（内務室＜室務担当＞）に連絡のうえ参拝のときには、特別な行事がない限り、両堂の参拝及び書院・飛雲閣等を案内いたします。また、特別の願い出によって、所定の場所で抹茶接待いたします。
- (7) 本願寺参与は、自身が関係する各種研修会等の開催にあたり、本願寺内の施設を利用することができます。また、併せて法話等の出向を願い出ることができます。

2. 法要出勤

- (1) 本願寺において修行される法要で縁儀又は庭儀が行われるとき、本願寺参与は出勤することができます。なお、出勤の際には、別に定める衣体を着用いただきます。
- (2) 通算出勤回数5回毎に、本願寺参与会代表より感謝状及び記念品が授与されます。

3. 研修会の案内

本願寺参与会主催の各種研修会の案内をいたします。

4. 褒 賞

永年、本願寺参与として貢献のあった方について、本願寺より表彰状および記念品を授与いたします。

5. 弔 慰

- (1) 本願寺参与及び在任期間12年以上の退任本願寺参与に対し、院号が授与され、弔慰状・香儀・香・弔電がおくられます。
- (2) 本願寺参与のご家族に対し、香儀・供物・弔電がおくられます。

6. 刊行物等の贈呈

就任時に『浄土真宗聖典（註釈版）』が贈呈され、任期中は『宗報』『本願寺新報』『大乘』等をお届けいたします。

【お問い合わせ先】

本願寺内務室＜室務担当＞・参与会事務局

TEL：075-371-5181 FAX:075-371-5310 Eメール：sanyokai @ hongwanji.or.jp

第二無量寿堂特別懇志

1990（平成2）年4月に造営された第二無量寿堂には、2012（平成24）年に増設された新小型区画・中型区画をはじめ、寺院専用小型納骨所など約2,000基（2024年3月末現在）の未使用納骨所があります。

先人の尊いご懇念により受け継がれてきた大谷本廟を護持し、御法義繁盛のため、多くの方々にご縁を結んでいただきたく、使用奨励方をお願いするもの。

1. 特別懇志推進基本要綱

（1）懇志の種別

無量寿堂特別懇志（以下特別懇志）

（2）特別懇志

区 画	特別懇志
小型区画	80万円以上
新小型区画	100万円以上
中型区画	100万円以上
寺院専用 小型納骨所	150万円以上
普通区画	300万円以上
特別区画	600万円以上

（3）特別懇志進納方法

- ①上記特別懇志の一括納入を原則とする。
- ②特別懇志は、必要書類提出後、銀行振込とする。

■銀行振込

みずほ銀行京都支店

普通口座 875813

名義 大谷本廟第二無量寿堂特別懇志係

（4）使用者の資格

- ①宗門に包括される僧侶、寺族及び門徒の個人並びに寺院その他の団体

（5）納骨所使用申込み方法

- ①大谷本廟納骨管理担当宛、所定の申込書を請求する（電話等でも可）
- ②申込書類に必要事項を記入及び捺印のうえ、大谷本廟に来廟し、書類を提出する。
- ③区画の選定後、速やかに銀行振込にて特別懇志を進納する。

（6）納骨所使用開始

納骨所の使用開始が認められるのは、「無量寿堂納骨所使用承認証」発行後とする。

2. 特別懇志の諸扱い要綱

（1）進納者に対する扱い

- ①納骨所使用の承認
- ②入仏慶讃法要の修行

（2）所属寺院、組、教区に対する扱い

①教化助成費（P.20一覽参照）

寺 院 10.0%

組 0.5%

教 区 0.5%

※賦課金過年度未納寺院については、交付対象としない。

■特別懇志完納額に応じて交付する。

■寺院・組については組事務所に、教区については教務所に送金する。

■教化助成費は、2期に分けて宗派 寺院活動支援部（一般寺院担当）を通して交付する。

◇前期（4月～9月分）

2024（令和6）年11月

◇後期（10月～3月分）

2025（令和7）年 5月

②類聚財功割増扱い

進納懇志額の10割増

（3）納骨所の維持冥加

①納入期限 毎年度9月30日まで

②年次維持冥加

小型・新小型・中型区画 2,000円

寺院専用小型納骨所 5,000円

普通区画 6,000円

特別区画 8,000円

大型区画 16,000円

■維持冥加は毎年使用者宛に別途通知する。

参拝教化部（大谷本廟担当） 納骨管理担当係

電 話 075-531-4171（代）

FAX 075-531-2072

諸 懇 志 及 び 門 徒 講 懇 志 扱 一 覧 表

永 代 経 扱									
懇 志 額	種 別	開 關 法 要		院 号	式 章	感 謝 状	お 斎 ・ 記 念 品	案 内	
		本 利	本 廟						
1000万円以上	別修永代経 特1種	御焼香 御教諭 導師代 衆入	導師代 衆入 (金襴表装)	御染筆 院 号 (金襴表装)	10号	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
500万円以上	別修永代経 特2種	御焼香 御教諭 導師代 衆入	導師代 衆入 (桐表装)	御染筆 院 号 (桐表装)	9号	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
300万円以上	別修永代経 特3種	御焼香 御教諭 導師代 衆入	導師代 衆入 (藤表装)	御染筆 院 号 (藤表装)	8号	◎	お斎・記念品 30名	祥月	
200万円以上	別修永代経 1種	導師代 衆入	導師代 衆入 (藤表装)	院 号 (藤表装)	7号	◎	お斎・記念品 20名	祥月	
100万円以上	別修永代経 2種	衆入	衆入 (表装)	院 号 (表装)	6号	◎	お斎・記念品 10名	祥月	
50万円以上	別修永代経 3種	衆入	衆入 (表装)	院 号 (表装)	5号	○	お斎・記念品 5名	祥月	
40万円以上	別修永代経 4種	衆入	衆入 (表装)	院 号 (表装)	4号	○	お斎・記念品 4名	祥月	
30万円以上	別修永代経 5種	衆無	衆無 (表装)	院 号 (表装)	4号	○	お斎・記念品 3名	年忌	
20万円以上	総永代経1種	午前・午後 各一座	随 時	院 号 (折紙)	3号	－	－	年忌	
10万円以上	総永代経2種	午前・午後 各一座	随 時	－	2号	－	－	－	
5万円以上	総永代経3種	午前・午後 各一座	随 時	－	1号	－	－	－	
3万円以上	総永代経4種	午前・午後 各一座	随 時	－	念珠袋	－	－	－	

物 品 扱			
懇 志 額	記 念 品	感 謝 状	
1000万円以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 一文字茶碗(萩焼)・念珠	◎	
500万円以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 一文字茶碗(京焼)・念珠	◎	
300万円以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 滴翠茶碗・念珠	◎	
200万円以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 飛雲茶碗・念珠	◎	
100万円以上	正信念仏偈複製 (緞子表装・桐箱入) 念珠	◎	
50万円以上	螺鈿文庫・念珠	○	
30万円以上	螺鈿硯管・念珠	○	
20万円以上	憶昔茶碗		
10万円以上	香 炉		
5万円以上	風呂敷		
3万円以上	香セット		
1万円以上	香袋		
5千円以上	腕輪念珠又は念珠袋		
1千円以上	線香(上)又は刻香(上)		
1千円未満	線香(並)又は刻香(並)		

御 染 筆 扱			
懇 志 額	御 染 筆	式 章	感 謝 状
1000万円以上	御染筆條幅 金襴表装	10号	◎
500万円以上	御染筆條幅 緞子表装	9号	◎
300万円以上	御染筆條幅	8号	◎
200万円以上	御染筆扁額	7号	◎
100万円以上	御染筆色紙 (額入)	6号	◎

注 意 事 項

1. 別修永代経の開關法要については座数に制限がありますので事前に参拝教化部まで御連絡下さい。また別修永代経開關時にお斎が不要の場合は記念品をお渡しします。お斎の追加についてはお一人につき別途1万円にて申し受けいたします。
2. 合併永代経の取り扱い(法要のみ、年忌等の案内は無)進納者 2名以上の合併、又は門徒中一括での永代経開關法要を行うことができます。
3. 大谷本廟において、日曜・祝日等参拝者が増加混雑した場合には法要の変更又は合併をすることがあります。
4. 御染筆扱については文字の内願はできません。
5. 本利永代経扱の開關法要を大谷本廟にて行った場合、記念品等は後日送付いたします。
6. 扱品によっては在庫の関係上、別品をもって替えて頂く場合があります。
7. 門徒講懇志(3万円以上)については、本願寺新報を贈呈いたします。(20万円以上については、ご進納翌月若しくは翌々月の1日号から連続12回送付します。)

在家免物一般寺院奨励事務費

在家免物を広く有縁の方がたへ普及奨励するため、「在家免物一般寺院奨励事務費」（以下、「事務費」）を交付しております。

1. 交付対象

一般寺院（非法人寺院含む）

2. 対象免物

- | | |
|----------------|--------------|
| ①御本尊（絵像・六字尊号） | ②九字・十字尊号（双幅） |
| ③祖師聖人 | ④蓮如上人 |
| ⑤いちょう（絵像・六字尊号） | ⑥きく（絵像・六字尊号） |
| ⑦御本尊九字・十字尊号三ツ折 | ⑧携行本尊（絵像） |
| ⑨懷中名号 | |

※在家免物冥加金条例に定める内容のうち、御聖教及び御染筆を除く在家免物。

3. 交付条件

上記2の対象免物について、1度に10点以上の申請に限ります。（同品目である必要はありません）

4. 事務費

当該申請冥加金総額の3%（100円未満切り捨て）を交付。

5. 事務費交付の流れ

- （1）郵送・FAXにて在家免物申請（10点以上）いただきますと、事務費交付申請書を郵送しますので、参拝教化部＜本山担当＞までご提出ください。
- （2）免物は、一括発送となります。
- （3）免物にかかる冥加金納付確認後、事務手続きのうえ事務費を交付いたします。

6. 送料及びその他

- （1）送付先が寺院宛の場合は本願寺が負担します。
- （2）免物の返品・交換は行いません。

詳細については、本願寺参拝教化部＜本山担当＞免物係までお問合せください。

資 料

(宗派・本願寺)

和らぎ基金（宗門社会福祉事業等助成資金）

〈趣 旨〉

宗門として社会福祉の進展に寄与するため、「和らぎ基金（宗門社会福祉事業等助成資金）」を設立しております。

浄土真宗のみ教えを仰ぐ私たちは、同信に生かされる身の幸せを喜び、その思いやりをひろく伝えていく念仏の和を何よりも大切にさせていただいています。

この「和らぎ基金」は、従前お願いを申しあげておりました「宗門社会福祉事業助成基金」〈社会福祉の増進に寄与することを目的に1970（昭和45）年設立〉、並びに「喜びの浄財金庫」〈人生の慶事を機縁に“喜びを分かち合う”活動を目的に1979（昭和54）年設立〉を発展的に統合したもので、人生においての誕生、初参、入学、卒業、成人、結婚、長寿等の慶事に加えて、親しい人との別れ・悲しみをご縁としてのお心を「和らぎ基金」（喜びも悲しみも）としてお願いするものであります。

お寄せいただきました基金は、ひろく社会福祉活動、人材の育成への支援をはじめとし、その他関連する事業に活用し、“心とらぐ社会”づくりのお手伝いをさせていただきます。

〈ご寄付いただいた方には〉

ご寄付いただきました方につきましては、『本願寺新報』紙面上にてご紹介させていただきます。

〈ご寄付送付先〉

〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下ル 浄土真宗本願寺派 社会部（社会事業担当）和らぎ基金
郵便振替の場合は、00930-3-110286番 口座名「和らぎ基金」をご利用ください。

〈問い合わせ〉

和らぎ基金（宗門社会福祉事業等助成資金）に関するお問い合わせは、社会部（社会事業担当）〈075-371-5181代〉までお願いします。

災害対策金庫協力金

阪神・淡路大震災を契機に設立された『災害対策金庫』は、同震災被災寺院への救援復興資金貸付に止まらず、その後に発生した災害の被災寺院への見舞金給付と修復資金の貸付を行っています。今後さらに大規模災害が発生した場合の被災寺院への対応に備え、より一層の原資充実を目的として「協力金」のご協力をお願いします。

1. 種 類

(1) 寺院協力金

全寺院より拠出いただく協力金

（1ヵ寺100,000円以上の協力を依頼）

(2) 一般協力金

各種団体、企業、個人等からの協力金

2. 運 用

災害被災寺院への復興資金貸付の原資として活用。

3. 類聚財功

進納相当額とする。

担当：社会部（災害対策担当）

電 話 075-371-5181（代表）

※災害対策金庫協力金は「第4種賦課金（災害対策に特化した賦課金）…P.1参照」とは別にご協力をお願いします。

各種懇志教化助成費・地方事務費交付率一覧

本年度の各種懇志の進納に対して、教化助成費・地方事務費を交付する。

※ただし、賦課金過年度未納寺院の進納は交付対象としない。

		宗門総合振興計画 推進懇志	宗派懇志 門徒講懇志		参与懇志 〈新任〉	第二無量寿堂 特別懇志	親鸞聖人 750回 大遠忌懇志	蓮如上人 500回 遠忌懇志	普通講金 過 年 度
			20万円 未満	20万円 以上					
教化助成費	寺 院 直轄寺院 直属寺院	3.0%	7.0%	15.0%	10.0%		3.0%		3.0%
	組	0.5%	5.0%		2.0%	0.5%			2.0%
	教 区	—	1.0%			0.5%	—		1.0%
地方事務費	組	—	1.5%			—	—		1.5%
	教 区	—	1.0%				—		1.0%
	直轄寺院 直属寺院								

◎教化助成費及び地方事務費は、各種懇志分一括にて明細表別送のうえ、送金する。

※振込口座に変更が生じたときは、速やかに寺院活動支援部（一般寺院担当）まで報告のこと。

◆交付期日 ◇前期（4～9月）分：2024（令和6）年 11月下旬

◇後期（10～3月）分：2025（令和7）年 5月下旬

◆交付先 ◇組事務所：寺院、組 ◇教務所：教区 ◇直轄寺院・直属寺院

旌功状授与基準

本年度の賦課金完納及び各種懇志の進納に対して旌功状を授与する。〔担当：寺院活動支援部（一般寺院担当）〕

種別	授与基準	授与対象	授与枚数	備考
賦課金		完納（本年度まで）の寺院	1枚	本年度に賦課金の減免を受けた寺院には授与しない
宗門総合振興計画推進懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表（P.3）の基準の枚数	
宗派懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表（P.6）の基準の枚数	
親鸞聖人750回大遠忌懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表（P.8）の基準の枚数	
蓮如上人500回遠忌懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表（P.8）の基準の枚数	
門徒講懇志 参与懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表（P.11）の基準の枚数	

類聚財功割増一覧

本年度の各種懇志の進納に対して下表の通り類聚財功割増の扱いをする。

宗門総合振興計画推進懇志	10割増	第二無量寿堂特別懇志	10割増
宗派懇志	10割増	蓮如上人500回遠忌懇志	10割増
親鸞聖人750回大遠忌懇志	10割増	災害対策金庫協力金	割増なし
門徒講懇志・参与懇志	10割増	物品進納（査定額）・指定寄付	割増なし

割増なし：進納相当額を類聚財功額とする

郵便振替口座一覧

■下記の送金に際しては、種別毎に「郵便専用振替用紙」があるのでご利用ください。

宗派関係

種 別	郵便振替口座加入者	口座番号	受付窓口
賦 課 金	みずほ銀行京都支店 浄土真宗本願寺派 賦 課 金 係	大阪 01030-5-19805	寺院活動支援部 (一般寺院担当)
宗門総合振興計画推進懇志	みずほ銀行京都支店 浄土真宗本願寺派 宗門総合振興計画推進懇志係	大阪 00980-1-308230	
宗 派 懇 志	浄土真宗本願寺派 宗務所	大阪 01060-8-100	
親鸞聖人750回大遠忌懇志	みずほ銀行京都支店 浄土真宗本願寺派 親鸞聖人750回大遠忌懇志	大阪 00920-8-115688	
災害対策金庫協力金	浄土真宗本願寺派 宗務所	大阪 01060-8-100	社会部(災害対策担当)
和 ら ぎ 基 金	浄土真宗本願寺派 和らぎ基金係	大阪 00930-3-110286	社会部(社会事業担当)

本願寺関係

種 別	郵便振替口座加入者	口座番号	受付窓口
門 徒 講 懇 志	みずほ銀行京都支店 本願寺 門徒講懇志係	大阪 01070-8-20000	参拝教化部 (本山担当) (大谷本廟担当)
参与懇志・参与会会費	浄土真宗本願寺派 宗務所	大阪 01060-8-100	内務室(室務担当)
指 定 寄 付			参拝教化部(本山担当)

※加入者がみずほ銀行京都支店の賦課金、宗門総合振興計画推進懇志、門徒講懇志、親鸞聖人750回大遠忌懇志については銀行等の金融機関においても文書扱いで振り込めるが、受付金融機関から振込先(みずほ銀行京都支店)への受入口座と振込人情報(寺院番号等)の通知が必要となるので、この場合も所定の郵便専用振替用紙にて振込みをすること。

※第二無量寿堂特別懇志の振込口座については16ページに掲載。

関係事務所一覧

宗派関係事務所	電 話	F A X
寺院活動支援部(一般寺院担当)	075-371-5181(代)	075-351-1211
社会部(社会事業担当)		
社会部(災害対策担当)		

本願寺関係事務所	電 話	F A X
参拝教化部(本山担当)	075-371-5181(代)	075-371-7601
式 務 部		075-371-5737
内務室(室務担当：参与関係)		075-371-5310
参拝教化部(大谷本廟担当)	075-531-4171(代)	075-531-2072

教化助成費・事務費用

寺院活動支援部(一般寺院担当) 御中

年 月 日

教区 組

組長 印

振込口座変更報告書

●ゆうちょ銀行口座の場合

振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。

①金融機関名

機 関 名	ゆうちょ銀行			
機関番号	9	9	0	0

②本・支店(所)名

フリガナ				
店(所)名				
店 番 号				(数字3桁)

以下共通

③預金種目

普 通 ・ 当 座 (口座の預金種目を○でお囲みください)

④口座番号

--	--	--	--	--	--	--

⑤口座名義

フリガナ		
名 義		

●銀行口座(信金・信組・農協等)の場合

①金融機関名

フリガナ				
機 関 名				
機関番号				(数字4桁)

②本・支店(所)名

フリガナ				
店(所)名				
店 番 号				(数字3桁)

(注)・組長の印(個人印可)がないものは受理できません

- ・名義、フリガナは通帳に記載の通り正確にご記入ください〔フリガナが違くと振込できません〕
- ・金融機関の統廃合等により、機関名及び支店名に変更があった場合も報告してください

寺院番号	
入 力 日	年 月 日
係	

年 月 日

内 局 御 中

教 区 組 寺

住 職 印

登 礼 盤 特 許 願

このたび、当寺進納懇志のお扱いとしてご修行くださる法要に、導師として
下記の通り登礼盤を特許くださいますようお願いいたします。

記

1. 登 礼 盤 被 特 許 者

教 区 組 寺 住職（前・副）

名 前

現住所 〒

（連絡先）

TEL

FAX

2. 永 代 経 修 行 日

第一希望

年 月 日

第二希望

年 月 日

第三希望

年 月 日

3. 住 職（前・副）任命日

年 月 日

4. 巡 讃 許 可 日

年 月 日

以 上

寺院活動支援部調査		
賦課金	年度	
備 考		
年	月	日 係

2024(令和6)年度 勸 励 要 綱

発 行 浄土真宗本願寺派 寺院活動支援部（一般寺院担当）

本願寺 参拝教化部